四　一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。 1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備又はテレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）であって、次の条件を満たすもの ［(一)・(二)　略］ ［2・3　略］ ［八～十一　略］	イ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、(一)　五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。 ウ　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が(一)　八二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合。
四　［同上］ 1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であって、次の条件を満たすもの ［(一)・(二)　同上］ ［2・3　同上］ ［八～十一　同上］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百九十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。